



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年6月7日（金） 第10205号

## 目次

ページ

### 告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定（廃棄物・リサイクル課） 2

### 公 告

- 所在不分明通知（森林保全課） 2
- 土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課） 2
- 開発工事の完了（建築課） 3

### 正 誤

- 令和6年3月29日群馬県規則第31号（住宅政策課） 4

**■ 告 示**

◎群馬県告示第164号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を次のとおり指定区域として指定した。

令和6年6月7日

群馬県知事 山本 一 太

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
72	桐生市相生町三丁目字陣平525番3の一部、540番1の一部、541番1の一部、四丁目306番1の一部、306番2の一部、字女淵221番1の一部、222番1の一部、223番1の一部、223番2の一部、223番11の一部、字池尻226番2の一部及び226番5の一部	令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域

**■ 公 告**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林に指定する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を神流町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和6年6月7日

群馬県知事 山本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所及び登記済みの権利者

保安林予定森林の所在場所	登記済みの権利者	備考
多野郡神流町大字神ヶ原字下瀬林1287の2	高橋 功	

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定予定告示 令和6年5月17日群馬県告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び

退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年6月7日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
神流川用水	理 事	再 任	新井雅博	藤岡市下戸塚510番地2
	同	同	常澤彰	同 本郷218番地
	同	新 任	高橋茂男	同 小林746番地3
	同	同	黒澤功	同 上戸塚82番地
	同	同	中山春二	同 下戸塚355番地1
	同	同	有我彰	同 牛田393番地2
	同	退 任	根岸勝	同 小林199番地
	同	同	布施敏彦	同 下栗須453番地1
	同	同	阿佐美春吉	同 岡之郷819番地
	同	同	中尾浩明	同 牛田345番地1
	監 事	新 任	岩下一夫	同 小林209番地1
	同	同	野本政幸	同 下栗須1012番地1
	同	同	水沼勝美	同 根岸49番地
	同	退 任	高橋茂男	同 小林746番地3
	同	同	浅見盈夫	同 上戸塚498番地2
	同	同	中里誠	同 本郷2401番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年6月7日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	富岡市宇田字萩所175-1、175-2、175-3、176-1、177-1、177-2、178-1、178-2、183-1、184-1の一部、184-2、194-12の一部	富岡市宇田250番地4 株式会社湯浅製作所 代表取締役 瀬下克利
2	佐波郡玉村町大字板井字根石959-4、959-5、963-1	東京都武蔵野市中町一丁目17番4号 アイディホーム株式会社 代表取締役 兼井雅史

■ 正 誤

○規則正誤

令和6年3月29日群馬県規則第31号（群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則）

発行番号	号外第15号																																																																
ページ	3																																																																
欄	上欄																																																																
行	2～20																																																																
誤	<table border="1"> <tr> <td>年 月</td> <td>金 額</td> <td>年 月</td> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>内 容</td> <td>年 月</td> <td>金 額</td> <td>内 容</td> <td>年 月</td> <td>金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					年 月	金 額	年 月	金 額																											内 容	年 月	金 額	内 容	年 月	金 額																								
年 月	金 額	年 月	金 額																																																														
内 容	年 月	金 額	内 容	年 月	金 額																																																												
正	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">充 当 先 家 賃 内 訳</td> <td>年 月</td> <td>金 額</td> <td>年 月</td> <td>金 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">充 当 先 家 賃 等 内 訳</td> <td>内 容</td> <td>年 月</td> <td>金 額</td> <td>内 容</td> <td>年 月</td> <td>金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					充 当 先 家 賃 内 訳	年 月	金 額	年 月	金 額																	充 当 先 家 賃 等 内 訳	内 容	年 月	金 額	内 容	年 月	金 額																																
充 当 先 家 賃 内 訳	年 月	金 額	年 月	金 額																																																													
充 当 先 家 賃 等 内 訳	内 容	年 月	金 額	内 容	年 月	金 額																																																											

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111